別記様式第５号

年　　月　　日

酒田市長　　宛

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者職氏名　　㊞

電話番号

普通財産買受申込書

市有地売却の媒介に係る下記の普通財産の買受けを申し込みます。なお、現地、現況を確認し、酒田市の提示する契約条件を承諾します。

記

１．買受けを申し込む普通財産

物件番号	所在地番	地目	地積（㎡）	売却価格（円）

２．添付書類

誓約書

登記事項証明書、印鑑証明書（発行日３か月以内のもの）（法人の場合）

住民票、印鑑登録証明書（発行日３か月以内のもの）（個人の場合）

誓　　約　　書

私（当社）は、普通財産の買受けを申し込むにあたり、次のことを誓約します。

１．私（当社）は、下記の買受人資格の欠格条項に該当しません。
２．私（当社）は、売却物件の使用に関する条件を遵守します。
３．私（当社）は、買受資格の確認を得た場合は、契約に関する規定を遵守します。

なお、下記の買受人資格の欠格条項該当の有無を確認するための酒田市の調査について同意します。

年　　月　　日

酒田市長　　宛

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者職氏名　　㊞

記

１．買受人資格の欠格条項

①　当該売却に係る契約を締結する能力を有しない者

②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

イ）　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

ロ）　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ハ）　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

ニ）　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

ホ）　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

ヘ）　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

ト）　一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

④　納付すべき酒田市税の滞納がある者

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員

⑥　次のいずれかに該当すること。

イ）　役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ）　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ）　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

２．売却物件の使用に関する条件

反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する使用を目的としないこと。